

別 紙

答申第140号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書において非公開とした部分のうち、別紙に掲げる部分は公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成29年4月19日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成27年、28年度の交通違反別取締り件数に関する資料」である。
- (3) 実施機関は、平成29年5月1日付けで公開決定等の期間延長を行い、平成29年5月17日付けで次のとおり部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名

平成27年12月末の道路交通法違反取締り状況（電算集計）

平成28年12月末の道路交通法違反取締り状況（電算集計）

イ 公開しない部分

（ア）「決裁」欄及び原議兼行者の印影の一部

（イ）表内の一部

ウ 公開しない理由

（ア）「決裁」欄及び原議兼行者の印影の一部について

a 条例第7条第2号（個人情報）に該当

警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、条例第7条第2号ただし書きウに定める規則（島根県情報公開条例施行規則第3条）に規定する公務員の氏名であり、また、同号ただし書きア及びただし書きイに該当しないため。

（イ）表内の一部について

a 条例第7条第4号（公共安全等情報）に該当

各署で重点としている取締りや夜間の取締り状況が推定され、対抗措置を取られる等、交通犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

b 条例第7条第6号（事務事業に関する情報）に該当

各署で重点としている取締りや夜間の取締り状況が推定され、対抗措置を取られる等、今後の取締りを困難にし、警察事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として平成29年5月25日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。

(5) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成29年7月20日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件決定の取り消し、公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 公開しない部分の理由とされている条例第7条第2号、同条第4号、同条第6号のいずれにも該当する合理的な理由がないため。

イ 警部補以下の警察官の「氏名情報」の非公開情報該当要件は、①当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び②当該公務員等が規則で定める職にある場合の2つの要件を満たしたときである。

単に警部補以下の階級にある警察官というだけでは要件を欠いている。

条例第7条第2号ただし書きウで、警部補以下の警察官の氏名情報を上記要件①②を備えたときは「非公開情報」とした趣旨は、警察官の職務の性質上、暴力団取締り担当者等、相手方から反発の対象となりやすい職務に従事している警察官の氏名を公開すると当該警察官の私生活の権利利益を害するおそれがあることを想定して、条例施行規則第3条で特例としているのであって、本件の対象とする情報は、単なる警察行政情報であり、他の行政機関の情報と同じであり、通常、氏名を公開することで警察官個人の権利利益を害するおそれは考えられない。

ウ 条例第7条第4号の「相当の理由」は、「各警察署等ごとの取締りの強弱や内容、夜間の取締り状況が推定され、（中略）交通違反の助長又は誘発につながるおそれ」といった、どこのだれが取締りの強弱についてまで違反をするおそれがあるかも特定できない、「抽象的なおそれ」を対象としているのではない。実施機関の長において、具体的にどこのだれが取締りの強弱について違反をする相当程度の蓋然性があると認めるにつき「相当の理由」が存在する場合を対象として、4号規定の非公開情報としているものである。

エ 本来であれば、交通取締結果を積極的に公開することで、安全運転への遵法意識を高め、道交法の目的達成を図るべきところ、「警察は県民を信頼しないが、県民は警察を信頼しろ」といっているに等しく、交通取締結果を公表することにより、事務の適正な遂行上の支障となるとの考え方は、「交通指導取締り」を「取締自体を目的とした取締手段」とした場合に帰結するものであって、独善的な警察運営を禁じた警察法の趣旨にも反する。

オ 条例第7条第6号の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該交通取締事務が根拠規定や趣旨に照らし、公益的な公開の必要性等の種々の利益衡量したうえで適正な遂行といえるものであることを求める趣旨である。公開のもたらす支障のみならず、公開のもたらす利益も比較衡量しなければならない。

その際の判断において、単に実施機関において、一般的・抽象的なおそれがあることの判断をするのではなく、具体的蓋然性を伴う「客観的にそのおそれがあると認められる」ことが要件となる。

また、その「支障の程度」については、名目的なものでは足りず、「実質的なもの」でなければならず、「おそれの程度」も抽象的なものでは足りず、「法的保護に値する蓋然性」が必要となる。

実施機関が示した「これらの情報を公開することで、各警察署等ごとの取締りの強弱や内容、夜間の取締り状況が推定され、」では、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の要件を満たしているとはいえない。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 本件処分の理由

ア 条例第7条第2号に該当する理由

対象公文書のうち、「決裁欄の印影の一部」が警部補以下の階級にある警察官の氏名であることから、条例第7条第2号に該当する非公開情報とした。

条例第7条第2号ただし書きウにおいては、非公開情報から除く情報として、「当該個人が公務員等であり、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定する一方、公務員等が規則で定める職にある場合等は、当該公務員等の氏名を除くと規定しており、これを受けた施行規則第3条において、この規則で定める職を警部補以下の階級にある警察官等と規定しているためである。

イ 条例第7条第4号に該当する理由

対象公文書のうち、「表内の一部」に各警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊別の違反別検挙件数及び夜間違反検挙件数が記載されていることから、条例第7条第4号に該当する非公開情報とした。

これら情報を公開することで、各警察署等ごとの取締りの強弱や内容、夜間の取締状況が推定され、取締件数の少ない交通違反及び取締件数の少ない時間帯における交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあることから、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める相当の理由があるためである。

ウ 条例第7条第6号に該当する理由

対象公文書のうち、「表内の一部」に各警察署等別の違反別検挙件数及び夜間違反検挙件数が記載されていることから、条例第7条第6号に該当する非公開情報とした。

これら情報を公開することで、各警察署等ごとの取締りの強弱や内容、夜間の取締状況が推定され、違反行為を容易にし、警察の責務である交通取締りに支障をきたすことで、交通事故抑止という警察目的の達成も困難なものとなることから、警察の事務、事業の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるためである。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成27年12月末の道路交通法違反取締り状況（電算集計）

及び平成 28 年 12 月末の道路交通法違反取締り状況（電算集計）である。

(3) 「決裁」欄及び原議兼行者の印影の一部について

ア 条例第 7 条第 2 号について

条例第 7 条第 2 号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、慣行として公にされている情報（本号ただし書きア）、人の生命等を保護するために公開が必要な情報（本号ただし書きイ）や当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書きウ）は非公開情報からは除かれる。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件決定において非公開とされた、警部補以下の階級にある警察官の印影は、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。また、本号ただし書きア及びイに該当しないことは明らかである。

ところで、本号ただし書きウは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は公開することとしている。しかしながら、この例外として、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合には、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとしている。

この規則で定める職については、島根県情報公開条例施行規則（平成 13 年 3 月 27 日島根県規則第 10 号）第 3 条で、「条例第 7 条第 2 号ウの規則で定める職は、警察職員（警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 34 条第 1 項及び第 55 条第 1 項に規定する職員をいう。）のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。」と規定されている。この規定は、特例として警察職員など、その職務の性質上、氏名に係る部分を公開すると個人の私生活上の権利利益を害するおそれが強い者であって、規則で定める職にある者については、その氏名に係る部分を非公開とするものである。

本件決定において、実施機関は、対象公文書に記載された印影のうち、警部補以下の階級にある警察官に該当するものについては非公開としたと説明しており、警部補以下の階級にある警察官は、「当該公務員等が規則で定める職にある場合」に該当するため、本号ただし書きウに該当しない。

したがって、実施機関が警部補以下の階級にある警察官の印影を非公開としたことは妥当である。

(4) 表内の一部について

実施機関は、本件対象公文書のうち、表内の一部について、条例第 7 条第 4 号及び第 6 号に該当するとして非公開としていることから、各号該当性について以下のとおり判断する。

ア 条例第 7 条第 4 号について

条例第7条第4号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、「犯罪の予防」、「犯罪の鎮圧」、「捜査」、「公訴の維持」又は「刑の執行」などの刑事法の執行に関する情報について、公開することにより犯罪の予防捜査等に支障があると認められる情報については、非公開とすると規定している。

本号に該当する情報については、その性質上、公開又は非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重するものであるが、当該判断については、実施機関の裁量が無制限に認めるものではなく、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

イ 条例第7条第4号該当性について

(ア) 実施機関は、本件対象公文書に記載されている各警察署等別の違反別検挙件数及び夜間違反検挙件数を公開することで、警察署等ごとの取締りの強弱や内容、夜間の取締状況が推定され、取締件数の少ない交通違反及び取締件数の少ない時間帯における交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあることから、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

この点について、当審査会から実施機関に対し、補足の説明を求めたところ、以下のとおり説明があった。

a 道路交通法は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止することを目的としており、交通指導取締りは、道路交通法の目的を達成するための手段として行う活動である。

各警察署、高速道路警察隊及び交通機動隊の検挙件数、違反種別検挙件数並びに夜間の取締り状況等については、その情報が公開されることで、警察署等の取締り体制や重点的に取締りを行っている交通法令違反が推測され、「甲警察署は夜間取締りはしない」、「乙警察署は速度取締りに力を入れていない」等の誤解を与え、特定の時間帯における違反や特定の違反行為を助長し又は誘発するおそれがある。

b 上記のほか、例えば、甲警察署は、交差点関連違反のうち一時停止違反の取締りを重点強化しているが、管内の歩行者の交通量が少なく横断歩行者等妨害違反の取締件数が極めて少ないため、このことが数字として示されることで、甲警察署管内の横断歩行者等妨害違反は強化されていないと誤解を受け、違反を助長し又は誘発し、県民の横断歩行者を保護する意識の低下にもつながることとなる。

また、乙警察署は、安全教育や街頭指導等の複合的な取組の結果、最高速度違反自体が減少し検挙件数が少なくなっているのに、数字だけを見ると他の警察署に比べて最高速度違反取締りが行われていないから検挙件数が少ないという印象を与え、運転者に「乙警察署管内では速度取締りをやっていないから速度を出しても捕まらない」と誤解され、違反を助長し又は誘発することとなる。

(イ) 当審査会で本件対象公文書を見分したところ、県内12の警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊における当該年度及び前年度の違反種別検挙件数、夜間における取締状況、検挙総数等が記載されていた。これらの情報を見ると、例えば最高速度違反という同一の違反であっても各警察署等の検挙件数にはばらつきがあり、又特定の警察署管内における検挙状況についても

検挙件数の多い違反、少ない違反がある等の状況が確認できた。

これらの件数の違いは、各警察署等の管轄する区域における自動車等の交通量や道路状況、安全教育等の実施状況、警察署等の取締体制など、様々な要因によって生じていると思われるが、大多数の優良な一般のドライバーが当該情報を見て取締件数の少ない違反や他の警察署等に比べて取締件数の少ない警察署管内での違反を積極的に行うなどの行動に出るとは、通常考えられない。むしろ当該情報を公開することによって、取締件数の多い違反等に対する遵法意識を高めることにつながるとも考えられる。

しかしながら、危険な運転や違反を繰り返す悪質なドライバーが現実に存在することも事実であり、そのような悪質なドライバーが当該情報を取得した場合に、取締体制が比較的弱い警察署管内での交通違反や取締件数の少ない交通違反等を助長又は誘発するおそれがあることは、否定しがたいところである。

また、本件対象公文書の表中には、取締りの結果情報しか記載されておらず、運転者によっては、当該情報のみを見て実施機関が主張するような「甲警察署は夜間取締りはしない」、「乙警察署は速度取締りに力を入れていない」等の誤った認識をもつ可能性があることを否定することはできない。そして運転者に誤った認識を与えることが、取締件数の少ない交通違反や取締件数の少ない時間帯における交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるとする実施機関の説明も否定できない。

したがって、表のうち「最高速度」欄の検挙件数など特定の違反に対する各警察署等の検挙件数が記載されている部分及び夜間の取締状況が記載されている部分は、実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには相当の理由があると認められ、条例第7条第4号に該当すると判断する。

- (ウ) 一方、表内の「総計」欄の件数については、実施機関の補足説明において、改めて検討したところ各警察署等の検挙件数については管内情勢等に応じた件数であり、各警察署等の件数の違いが交通法令違反を助長し、又は誘発するおそれがあるとは考えにくく、公開しても支障がない旨の説明があり、当審査会としても当該情報については条例第7条第4号に該当しないと判断する。

また、表内の「合計」欄の件数は、上記「総計」欄と同様に管内情勢等に応じた数であると思われ、交通法令違反を助長し、又は誘発するおそれがあるとは考えにくい。「増減数」欄及び「増減率」欄の数値は、「総計」欄、「合計」欄の件数を公開すれば、おのずと明らかになるものであり、「増減数」欄、「増減率」欄の情報を公開することにより特定警察署管内での違反や特定の違反を行うことにはつながらないと考えられる。「その他」欄は、当該表の項目にない交通違反をまとめたものであり、その件数から特定の違反の件数が明らかになることはなく、当該情報を公開することにより特定警察署管内での違反や特定の違反を行うことにはつながらないと考えられる。

したがって、これらの情報は、公開することにより特定警察署管内での違反行為、特定の違反行為や特定時間帯における違反行為を助長し、又は誘発するとまでは認められないことから条例第7条第4号に該当しないと判断する。

ウ 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性

質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

また、本号に規定する「適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる」とは、公開のもたらす支障だけではなく、公開の必要性などの種々の利益について比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な遂行に生じるおそれがある支障が看過し得ない程度のものをいう。なお、「著しい支障」とあるように、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求されるものである。

エ 条例第7条第6号該当性について

表内のうち、上記(4)イ(ウ)で条例第7条第4号に該当しないと判断した「総計」欄、「合計」欄、「増減数」欄、「増減率」欄、「その他」欄の件数又は数値について本号該当性を判断する。

実施機関は本号に該当する理由について、情報を公開することで、各警察署等ごとの取締りの強弱や内容、夜間の取締状況が推定され、違反行為を容易にし、警察の責務である交通取締りに支障をきたすことで、交通事故抑止という警察目的の達成も困難なものとなることから、警察の事務、事業の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるためと説明している。

しかしながら、これらの情報は上記(4)イ(ウ)で述べたとおり、管内情勢等に応じた件数である又は特定警察署管内での違反や特定の違反を助長又は誘発する情報ではないことから、公開することで違反行為を容易にし、交通取締りに支障をきたすとまでは認められず、条例第7条第6号に該当するとは認められない。

したがって、別紙に掲げる情報は条例第7条第4号に該当せず、同条第6号にも該当しないことから、公開すべきである。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

対象公文書	公開すべき部分
①平成 27 年 12 月末の道路交通法違反取締り状況（電算集計）	1 ページの表のうち、「その他」欄及び「合計」欄の件数、「増減数」欄及び「増減率」欄の数値 2 ページの表のうち、「合計」欄及び「総計」欄の件数、「増減数」欄及び「増減率」欄の数値（夜間の件数に係るものは除く）
②平成 28 年 12 月末の道路交通法違反取締り状況（電算集計）	同上

(諮問第151号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成29年7月20日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成30年5月10日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成30年6月11日	審査請求人から意見書を受理
令和2年9月17日 (審査会第1回目)	審議(第1部会)
令和2年10月15日 (審査会第2回目)	審議(第1部会)
令和2年12月24日 (審査会第3回目)	審議(第1部会)
令和3年1月28日 (審査会第4回目)	審議(第1部会)
令和3年2月25日 (審査会第5回目)	審議(第1部会)
令和3年3月18日 (審査会第6回目)	審議(第1部会)
令和3年3月25日 (審査会第7回目)	審議
令和3年4月19日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会(～R2.10.2)
福間 恭子	行政書士	第1部会(R2.10.3～)
永野 茜	弁護士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会